

家計調査の結果を見る際のポイント No.15

**高齢化する勤労者世帯
～世帯主が60歳以上の世帯割合が急上昇～**

概要

二人以上の世帯のうち勤労者世帯における、世帯主が60歳以上の世帯の割合が上昇しています。これらの世帯では、世帯主の勤め先収入が60歳未満の年齢階級に比べて低いことから、勤労者世帯全体の勤め先収入の平均値が減少する要因となることに注意が必要です。

1. 勤労者世帯における世帯主60歳以上の世帯割合が上昇

2006(平成18)年4月に全面施行された改正高年齢者雇用安定法では、高年齢者の安定した雇用の確保等を図るため、事業主に(1)定年の引上げ、(2)継続雇用制度の導入、(3)定年の定め廃止のうち、いずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講ずる義務を課すなどしています。また、高年齢者雇用確保措置の義務年齢は、公的年金(定額部分)の支給開始年齢のスケジュールに合わせて引き上げられることとなっています。なお、2013(平成25)年4月には、継続雇用制度の対象者を、労使協定により限定できる仕組みが廃止され、さらに60歳以上での雇用が進むことになりました。

この結果、勤労者世帯全体に占める世帯主が60歳以上の世帯割合は、2006年には12.6%でしたが、その後上昇傾向にあり、直近の2014年では18.0%となっています。特に60歳代についてみると、2000年には10.6%でしたが、2014年には16.3%と5.7ポイント上昇しています(図1-1、図1-2)

図1-1 世帯主が60歳以上の世帯の割合(勤労者世帯)

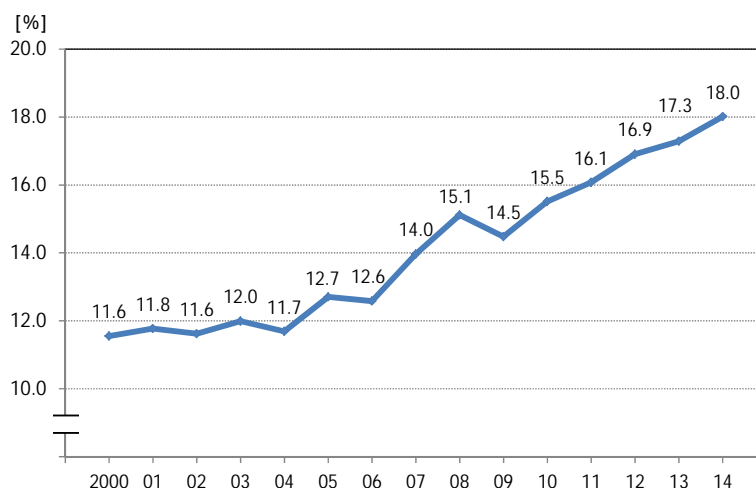
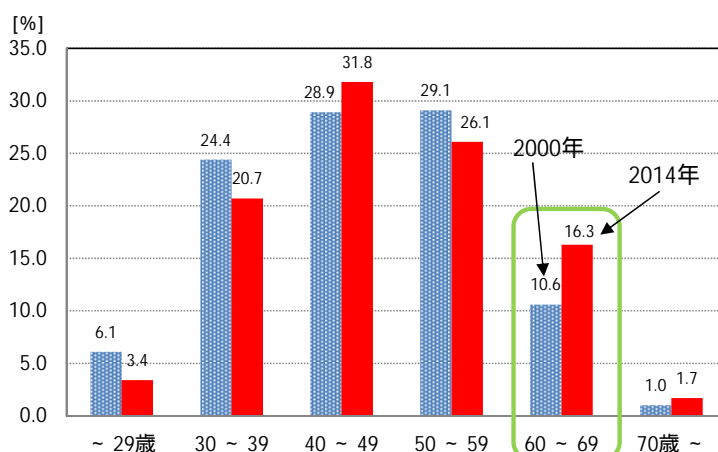


図1-2 世帯主の年齢階級別世帯分布(勤労者世帯)

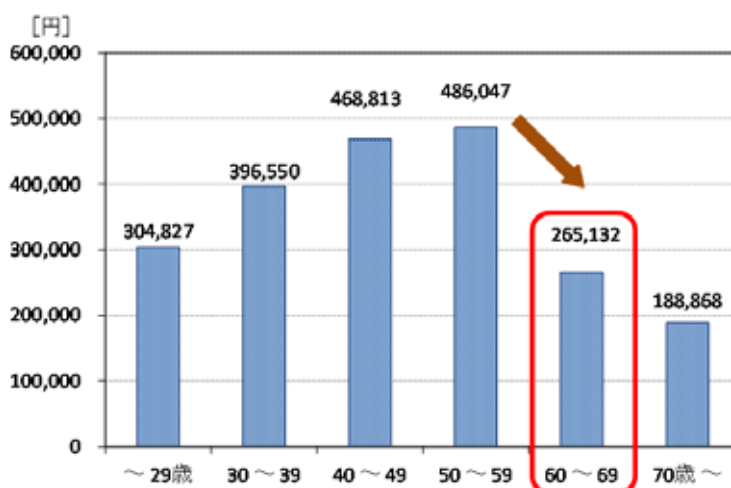


家計調査(二人以上の世帯)詳細結果表3-2表

2. 世帯主 60 歳以上の世帯主の勤め先収入は相対的に低く、世帯分布の上昇により全体の減少に寄与

世帯主の勤め先収入を年齢階級別にみると、再雇用となる者が多くなる 60 歳代は 2014 年の 1 か月平均では 27 万円と 50 歳代(49 万円)の 6 割未満になっています。(図 2)

図2 世帯主の勤め先収入(勤労者世帯) - 2014 年の1か月平均 -



家計調査(二人以上の世帯)詳細結果表3-2表

したがって、世帯主が 60 歳以上の世帯割合が上昇すると、各年齢層の世帯主の勤め先収入に変化が無くても、勤労者世帯全体の世帯主の勤め先収入の平均値は減少することとなります。

以上に示す高年齢層の世帯分布の割合の上昇を踏まえ、勤労者世帯の「実収入」や

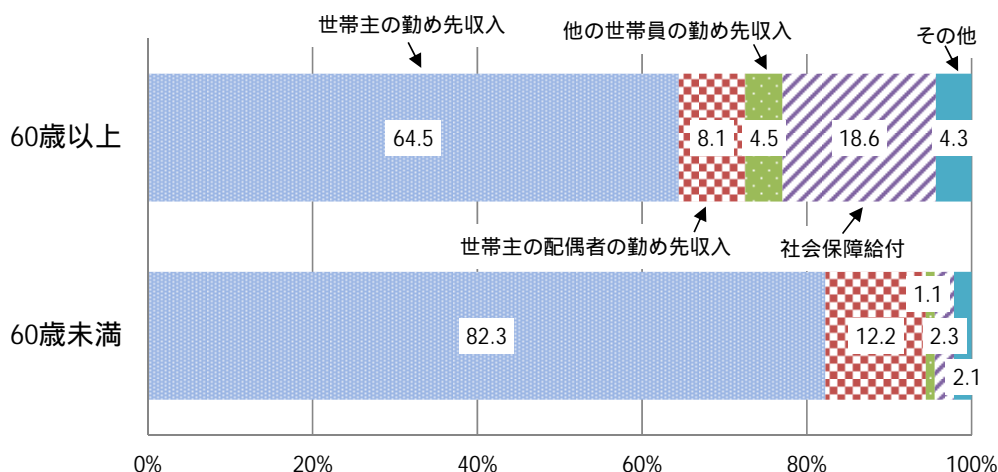
その内訳である「世帯主の勤め先収入」等の時系列変化を見る際には注意が必要であり、世帯主年齢が60歳未満の世帯（e-Stat 詳細結果表 3-3 表に掲載）の動きを見ることも重要です。

ちなみに2014年の「世帯主の勤め先収入」について見ると、対前年名目増減率は勤労者世帯全体では0.2%の減少でしたが、このうち世帯主が60歳未満の世帯では0.4%の増加^{注)}となっています。

<参考> 世帯主の年齢が60歳未満と60歳以上の実収入の内訳

勤労者世帯のうち60歳以上では、実収入において公的年金などの社会保障給付の占める割合が約2割を占めており、60歳未満の世帯とは大きく異なります。（図3）

図3 世帯主の年齢階級別実収入の内訳(2014年平均)



家計調査(二人以上の世帯)詳細結果表 3-12 表、3-3 表

(2015年10月2日 作成)

注) 2014年における世帯主が60歳以上の「世帯主の勤め先収入」は、名目2.0%の減少